

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	大阪市生野区巽西1-8-1					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	ロート製菓株式会社 代表取締役社長 山田邦雄					
事業者の主たる業種	製造業					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	20年 04月 ~ 23年 03月					
基本方針	地球温暖化防止に貢献するためにエネルギーの使用量を削減するべく、設備の改善、従業員の省エネ活動の取り組みを事業所一体となって推進していく。					
推進体制	エネルギーの管理を担当している施設チームが省エネへの設備更新や省エネ機器の導入などを調査、実行、評価する。さらに事業所のトップを中心に省エネ委員会を立上げ、事業所一体での省エネ活動を推進する。					
	環境マネジメントシステム名称					
	適用範囲					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	取得年月日					
	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20年度	空調設備	全外気方式の空調機を循環方式へ変更			
	21年度	熱源設備	熱源設備を省エネ効果の高い熱源へ更新			
22年度	熱源、空調設備	熱源設備と空調設備を運用しての省エネ改善活動				
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	3,143 t	3,049 t	-3.0 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 3,143 t	*2 3,049 t	-3.0 %		
	目標設定の考え方	省エネ法に準じ、エネルギー消費原単位を中長期的に見て年平均1パーセント以上低減させることを目標としました。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	研究所	二酸化炭素換算(kg) 空調面積(m ²)×稼働日(日)	1.53	1.484	-3.0 %	
					%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	使用エネルギーを（空調面積×稼働日）で除して、稼働日の単位空調面積あたりのエネルギーの比較をします。					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等	（二酸化炭素換算）			
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 （排出合計-削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）			
	1 3,143 t	()2-(*)3 3049 t	-3 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電パネルの導入（70kw）、 ・全事業所の営業車をハイブリッド自動車へ変更 ・熱源へジェネリックの導入、 ・ゴミ分別収集とリサイクル活動（リサイクルセンター） 					
特記事項						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

注3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

注4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○○工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。

注5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。